

定 款

株式会社 SAKIGAKE ホールディングス

2026年7月1日 改定

株式会社 SAKIGAKE ホールディングス定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 SAKIGAKE ホールディングスと称し、英文では SAKIGAKE Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む）その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること及びこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営及び運営
2. 飲食店の企画及び経営に関するコンサルタント
3. 商品、食料品、飲料の製造、加工及び販売
4. 商品、商標の企画及びデザイン並びに商標権の管理業務
5. 店舗の企画、設計、施工、並びに付帯機器の販売
6. 通信販売業
7. 書籍、印刷物の企画、発行並びに販売
8. イベントの企画、運営
9. 不動産の売買、賃貸及び管理
10. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の経営、並びにフランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導
11. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、随時これを招集することができる。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の

1 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会の決議によって、前項に規定する代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役社長は、当会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
 - 4 取締役会の決議によって、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則によるものとする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員

会において定める監査等委員会規則によるものとする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当社は、毎年12月31日または6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）をすることができる。

3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。